

スターワン預金共通規定

第 1 条(適用範囲)

- 1.このスターワン預金共通規定(以下本規定で「本規定」といいます。)は、スターワン取引総合規定(以下「スターワン取引規定」といいます。)第 3 条第 1 項に定めるスターワン口座で行われるスターワン預金取引に適用されます。
- 2.スターワン預金取引には、本規定のほかスターワン取引規定の条項が適用されます。

第 2 条(証券類の受け入れ)

- 1.手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は、白地を補充する義務を負いません。
- 2.手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てできるもの(以下「証券類」といいます。)のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- 3.手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- 4.証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、当行所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第 3 条(受入証券類の決済、不渡り)

- 1.証券類は、受入店で取り立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。
- 2.受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、受入日付で受入金額を取り消し、その証券類は受入店で返却します。
- 3.前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをとります。

第 4 条(預金保険)

- 1.スターワン預金のうち円預金は預金保険の対象となりますが、預金保険の対象となる預金の種目、金額等については預金保険法(昭和 46 年 4 月 1 日法律第 34 号)の定めるところによります。
- 2.スターワン預金のうち外貨預金は預金保険の対象とはなりません。

第 5 条(外国為替相場)

スターワン預金取引における為替取引には、別に定める場合を除きスターワン取引規定第 11 条第 1 項に定める取引時における当行所定の外国為替相場(電信売相場(TTS)または電信買相場(TTB))が適用されます。ただし、取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合等には、スターワン預金取引の一部について取引できなくなることがあります。

第 6 条(届出事項の変更等)

- 1.届出印章を失ったときまたは印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がない限り当行は責任を負いません。
- 2.届出印章を失った場合の預金の払い戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この

場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

第 7 条(変更)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第 8 条(預金者からの相殺)

1. 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、預金者は、本条乃至第 9 条に従いスターワン預金と当行に対する借入金等の債務を相殺することができます。この場合に満期日が未到来の預金については、当該相殺額について期限が到来したものとします。
2. スターワン預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも前項と同様の取り扱いとします。

第 9 条(相殺手続き)

前条に基づき相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印して直ちに当行に提出してください。ただし、スターワン預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- (2) 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- (3) 前記(1)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

第 10 条(利息等の割合)

前条により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- (1) スターワン預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利息、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについて当行の定めによるものとします。
- (3) 外国為替相場については、別途定める場合を除きスターワン取引規定第 11 条第 1 項に定める当行の計算実行時の当行所定の相場(電信売相場(TTS)または電信買相場(TTB))を適用するものとします。

第 11 条(その他)

第 8 条により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある

場合においても相殺することができるものとします。

以上